協会の事業内容

当協会は、設立目的を「大規模な災害の復興等事業、大規模な災害を起因とする事業等の用地補償業務及び用地補償関連業務を支援し、もって広く公共の福祉の増進に寄与すること」としており、災害に対する復旧・復興事業を通しての支援活動を行っています。

東日本大震災においては、「中間貯蔵施設整備事業」に係る用地補償業務全般をはじめとして、関連業務として補償相談業務や用地調査等に関する総合支援業務、業務の進捗管理、放射性物質に関する安全管理等も実施してきました。

また、熊本地震以降、度重なる災害で「公費解体」（災害が発生した際に国が災害等廃棄物処理事業費の補助対象に決定することで、被災自治体が公費によって損壊家屋等の解体・撤去を行う制度）に関する業務について支援しています。

当協会の会員は、国土交通省が定める登録規程に基づいて登録された補償コンサルタントであり、公共用地取得業務で日々培っている経験を生かしてこれらの支援業務にあたっています。

復興支援業務実施までの流れ

